

学校法人永原学園への寄付金のお願い

個人の皆様

ご寄附の方法

本学園法人本部財務課までご連絡ください。寄附申込書、振込用紙等の関係書類をお届けします。

— お問い合わせ —

学校法人永原学園 法人本部財務課

〒840-0806 佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号

TEL: 0952-31-6806 FAX: 0952-31-6806

E-mail: hojin@nisikyu-u.ac.jp

【法人本部/平日(月~金) 8:50~17:50】

※ 本学園では、入学金や授業料などをお振込いただく場合は、本学園専用の振込用紙をお送りしています。また、本学園から寄附申込者への連絡方法は、提出戴いた「寄付金申込書」に基づいて行い、寄付金振込みについても所定の手続きを経た上で発行する文書で取り扱っています。電話による勧誘や現金の振込をお願いすることは、一切ありません。

ご寄附の流れ

1 寄附申込書の送付

「寄附申込書」の所定の項目をご記入の上、本学園へご送付ください(郵送、窓口持参)



2 寄付金のお振り込み

本学園指定の銀行口座にお振り込み下さい。



3 受領書のお受け取り

寄付金のご入金の確認ができ次第、「寄付金受領書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」をお送りいたします。



4 確定申告の手続き

税制上の優遇措置を受けるためには、「寄付金受領書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」の書類を添えて寄付された翌年の確定申告時に所轄税務署へ確定申告をご提出ください。

税制上の優遇措置

学校法人永原学園は、寄付金募集について、文部科学省から特定公益増進法人の証明書交付を受けております。本学園にご寄付いただきました場合は、税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 所得税法上の寄付金控除

個人が2千円を超えるご寄付をされた場合は、所得税法上、寄付金控除としてその年の課税所得金額から控除されます。

$$\text{【所得控除額】} = \text{寄付金額 (当該年分の総所得金額等の40\%が上限)} - 2 \text{千円}$$

(2) 地方団体の条例により指定された寄付金に係る寄付金控除

平成20年度税制改正により、本学園へ寄付金を寄付金税額控除の控除対象寄付金として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

【税額控除額】

$$= (\text{寄付金額} - 5 \text{千円}) \times \text{控除率} * (\text{当該年分の総所得金額などの30\%が上限})$$

* 控除率

都道府県が指定した寄付金・・・4%

市町村が指定した寄付金・・・6%

(都道府県および市町村の双方が指定した場合・・・10%)

※本学園は、佐賀県、佐賀市、及び唐津市等の市町村から寄付金税額控除対象法人等の指定を受けております。

佐賀県における条例指定の状況は、[佐賀県経営支援本部税務課のホームページ](#)で確認することができます。

なお、市町村における条例等詳細については、お住まいの市町村の税務担当課にお問い合わせ下さい。

※寄付金控除を受けるための手続き等について

1. 所得税の寄付金控除と個人住民税の寄付金税額控除の両方の適用を受ける場合は、税務署に対して所得税の確定申告をする必要があります。

2. 所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄付金税額控除のみの適用を受けるためには、市町村に対する簡易な申告によることができます。

3. 上記の申告に当たっては、本学が発行する寄付金受領書を添付する必要があります。

4. 個人住民税の寄付金税額控除の適用の可否は、寄付金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市町村における条例指定の内容により判定されます。

※新入生の入学の年のご寄付の場合には、税法上「学校の入学に関してなす寄付金」とみなされ、控除の対象となりません。あらかじめご承知おきください。（翌年1月1日以降には寄付金控除の対象となります。）